

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	障害福祉サービス等支給決定関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西尾市は、障害福祉サービス等支給決定関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

愛知県西尾市長

公表日

令和6年9月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害児通所支援等に関する事務
②事務の概要	児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供に関する事務を行う。
③システムの名称	障害者福祉システム 団体内総合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表の9の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11の項、15の項及び20の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び第8号に基づく主務省令第2条の表14の項、15の項及び20の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部福祉課 445-8501 西尾市寄住町下田22番地 0563-56-2111(代)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部福祉課 445-8501 西尾市寄住町下田22番地 0563-56-2111(代)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I-5-② 所属長	子育て支援課長 青山 秀樹	子育て支援課長 平井 隆文	事後	
平成29年4月1日	I-5-② 所属長	子育て支援課長 平井 隆文	子育て支援課長 嶋崎 広高	事後	
平成30年4月1日	I-5-② 所属長	子育て支援課長 嶋崎 広高	子育て支援課長 山口 留美子	事後	
平成31年4月1日	I-5-② 所属長の役職名	子育て支援課長 山口 留美子	子育て支援課長	事後	
平成31年4月1日	IV-1 リスク対策	項目なし	リスク対策を追加	事後	評価書の様式変更による
令和3年4月1日	I-5-① 部署	子ども部子育て支援課	健康福祉部福祉課	事後	
令和3年4月1日	I-5-② 所属長の役職名	子育て支援課長	福祉課長	事後	
令和3年4月1日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	子ども部子育て支援課 445-8501西尾市寄住町下田22番地 0563-56-2111(代)	健康福祉部福祉課 445-8501 西尾市寄住町下田22番地 0563-56-2111(代)	事後	
令和3年4月1日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	子ども部子育て支援課 445-8501西尾市寄住町下田22番地 0563-56-2111(代)	健康福祉部福祉課 445-8501 西尾市寄住町下田22番地 0563-56-2111(代)	事後	
令和3年4月1日	II-1 対象人数、集計日	1,000人以上1万人未満、平成27年3月19日時点	1,000人未満(任意実施)、令和3年4月1日時点	事後	判断項目の見直しのため
令和3年4月1日	II-2 集計日	平成27年3月19日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	判断項目の見直しのため
令和4年4月1日	II-1 集計日	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	II-2 集計日	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	II-1 集計日	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	II-2 集計日	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	II-1 集計日	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	II-2 集計日	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	I-1-②事務の概要	児童福祉法に基づき、以下の事務を行う。 ①障害児通所支援の申請受付、決定 ②障害児通所支援の決定通知書及び受給者証発行 ③障害児通所支援の利用料徴収及び助成及び給食費徴収 ④障害児通所支援の給付費(国・県)の交付申請	児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供に関する事務を行う。	事後	
令和6年9月3日	I-3個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一の8の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表の9の項	事後	
令和6年9月3日	I-4-②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の16の項、56の2の項及び116の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の10の項、11の項、12の項及び16の項	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11の項、15の項及び20の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14の項、15の項及び20の項	事後	